

母子・父子及び寡婦の福祉

1. 児童扶養手当
2. 母子・父子家庭等入学祝金
3. 交通災害等遺児年金
4. 自立支援教育訓練給付金事業
5. 高等職業訓練促進給付金事業
6. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度
7. 寡婦福祉住宅
8. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員
9. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置
10. 母子福祉団体の育成
11. 母子家庭等日常生活支援事業
12. 母子家庭の推移
13. 父子家庭の推移



母子・父子及び寡婦の福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき、母子、父子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るための援護対策を推進する。

母子家庭、父子家庭、独居寡婦数

(平成 31 年 4 月 1 日)

	母子家庭	父子家庭	独居寡婦数
世 帯 数	3,455 世帯	255 世帯	79 世帯

※独居寡婦については、平成 26 年度滋賀県母子家庭等生活実態調査推計世帯数によるもの

平成 30 年度ひとり親家庭相談件数(母子父子自立支援員対応分)

内 容	生活一般	児童	生活援護	その他	計
件 数	80 件	15 件	2,931 件	0 件	3,026 件

1. 児童扶養手当(昭和 37 年 1 月 1 日実施)

児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238)に基づき、父または母と生計を同じくしていない 18 歳未満の児童を監護または養育している母または父並びに養育者に対し、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給。(法改正により、平成 22 年 8 月分から父子家庭に対して児童扶養手当を支給)

児童扶養手当受給世帯状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

母子家庭等	死 別	離 婚	遺 棄	夫障害	未婚の母	その他	計
児童扶養手当受給者	10	1,847	11	7	253	88	2,216

父子家庭	死 別	離 婚	遺 棄	妻障害	未婚の父	その他	計
児童扶養手当受給者	3	84	1	1	6	0	95

ひとり親家庭	死 別	離 婚	遺 棄	配偶者障害	未 婚	その他	計
児童扶養手当受給者	13	1,931	12	8	259	88	2,311

2. 交通災害等遺児年金(事業開始 昭和 44 年 4 月)

交通事故、労働災害、その他の災害により親または養育者をなくした義務教育修了前の児童を養育している者に支給している。この支給額については、交通遺児等のためにとりて寄付された浄財を充当している。

支給額 児童1人につき 月額 3,000 円

支給月 9月、3月にそれぞれの月分までの6ヶ月分を支給

支給状況（現在支給区分交通事故のみ）（平成30年度）

	児童数(人)	支給金額(円)
9月支給	13	234,000
3月支給	16	267,000
計	29	501,000

3. 自立支援教育訓練給付金事業(事業開始 平成15年12月1日)

就労のために資格を取得しようとする母子家庭の母が、1年以内の講座を受講する場合、入学金及び受講料の20%(平成28年度より60%)にあたる額を給付する。(事前相談が必要)

平成30年度支給実績 12件 492,516円

4. 高等職業訓練促進給付金事業(事業開始 平成16年4月1日)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、1年以上、養成機関に通う場合の通学期間の全期間(上限3年間)に訓練促進給付金を支給する。修業開始年度、市民税の課税の有無により、支給額及び支給期間の上限は異なる。

訓練促進給付金月額 100,000円(市民税課税世帯は70,500円)
 平成30年度実績 (支給件数) 30件
 (支給延月数) 332ヶ月
 (支給額) 29,542,000円

入学支援修了一時金 50,000円(市民税課税世帯は25,000円)
 平成30年度実績 (支給件数) 6件
 (支給額) 250,000円
 (総支給額) 29,792,000円

5. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度

貸付状況（平成30年度）

単位：円

	資金名	件数	貸付金額
母子父子寡婦福祉資金	事業開始	—	—
	事業継続	—	—
	修学	93	59,887,500
	技能習得	2	1,272,000
	修業	—	—
	就職支度	—	—
	生活	2	1,827,600
	医療介護	—	—
	住宅	—	—
	転宅	—	—
	就学支度	32	10,913,600
	結婚	—	—
	計	129	73,900,700

6. 寡婦福祉住宅(事業開始 昭和 52 年 12 月)

独居寡婦の援護対策として寡婦福祉住宅やすらぎ苑を設置、入居者が自立生活を営んでいる。

(7戸)

	やすらぎ苑
場 所	大津市本丸町 6-25
建 設 年 月	昭和 52 年 12 月
敷 地 面 積	338.64 m ²
建 物 構 造	木造 2 階建集合住宅 7 戸
建 築 床 面 積	166.32 m ²
1 戸 当 り 間 取 り	6 畳・3 畳・キッチン・バス・トイレ
家 賃 月 額	9,000 円

7. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員

- (1) 女性相談員 2 人は母子家庭のみに限らず、DV相談など幅広い相談に応じている。また、母子父子自立支援員の 2 人は、母子家庭等及び寡婦からの生活一般の相談に応じ情報提供、支援、援助の業務を行なっている。
- (2) ひとり親家庭福祉推進員 53 名(平成 30 年度)は大津市からの委嘱を受けて、母子父子自立支援員の協力機関として、各地域に住んでいる母子・父子家庭や寡婦からの相談に当たっている。

8. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置

ひとり親家庭等の方が収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できるように母子家庭等就業・自立支援センターを設置。就業支援員が職業安定所と連携を図りながら就労相談、就業支援講習会(パソコン教室等)、法律に関する問題対応のため弁護士・司法書士による特別相談を行なっている。

9. 母子福祉団体の育成

母子・寡婦の生活安定と福祉の増進を図るため大津市母子福祉のぞみ会が組織されており、この団体の育成に努め助成している。

主な事業は母子・寡婦福祉大会、ふれあい広場、クリスマスのつどい、一年生おめでとうのつどい等である。

10. 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父やその児童(義務教育修了前の者)または寡婦が一時的な病気等で日常生活を送るのに支障がある時に、家庭生活支援員を派遣している。

11. 母子家庭の推移(原因別)

(世帯)

	死別	離婚	遺棄	夫障害	未婚の母	その他	計
平成27年 (H27.4.1現在)	251 (6.6%)	3,102 (81.0%)	19 (0.5%)	19 (0.5%)	422 (11.0%)	18 (0.4%)	3,831 (100%)
平成28年 (H28.4.1現在)	230 (6.4%)	2,865 (80.0%)	19 (0.5%)	16 (0.5%)	432 (12.1%)	19 (0.5%)	3,581 (100%)
平成29年 (H29.4.1現在)	221 (6.2%)	2,863 (80.1%)	15 (0.4%)	17 (0.5%)	441 (12.3%)	19 (0.5%)	3,576 (100%)
平成30年 (H30.4.1現在)	218 (6.3%)	2,781 (80.3%)	14 (0.4%)	12 (0.3%)	423 (12.2%)	16 (0.5%)	3,464 (100%)
平成31年 (H31.4.1現在)	213 (6.2%)	2,769 (80.4%)	17 (0.5%)	10 (0.3%)	419 (12.1%)	17 (0.5%)	3,445 (100%)

12. 父子家庭の推移(原因別)

(世帯)

	死別	離婚	遺棄	妻障害	未婚の父	その他	計
平成27年 (H27.4.1現在)	55 (18.6%)	234 (79.3%)	0 (0%)	2 (0.7%)	4 (1.4%)	0 (0%)	295 (100%)
平成28年 (H28.4.1現在)	46 (17.5%)	212 (80.6%)	0 (0%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	0 (0%)	263 (100%)
平成29年 (H29.4.1現在)	47 (17.1%)	221 (80.4%)	0 (0%)	1 (0.3%)	6 (2.2%)	0 (0%)	275 (100%)
平成30年 (H30.4.1現在)	43 (16.3%)	214 (81.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	5 (1.9%)	0 (0%)	264 (100%)
平成31年 (H31.4.1現在)	42 (16.5%)	204 (80.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	7 (2.7%)	0 (0%)	255 (100%)